

御意見と御意見に対する考え方

分類	御意見概要	考え方
<p>暫定排水基準の延長について</p>	<p>畜産業界の暫定排水基準について、基準値が強化された場合、すぐに新たな施設の導入や更新による対応が非常に難しく、経営が圧迫される事業者もあるという現状を理解されていることと評価している。今後も事業者の不利にならないよう、急速な基準の改定等行われぬよう今しばらくの猶予措置を是非ともお願いします。</p>	<p>暫定排水基準の見直しについては、各業界の排水実態を把握すると共に、一律排水基準の達成に向けた取組の内容や排水処理技術に関する技術的課題及びその対応方針を確認し、排水処理技術の専門家による専門的知見等を踏まえ検討を行いました。検討の結果、今回いくつかの業種については暫定基準を延長することとなりましたが、暫定排水基準適用業種の多くが一律排水基準の達成に向けて取り組んでいたとされています。畜産業界において排出される硝酸性窒素類はメトヘモグロビン血症の原因となる有害物質であり、欧米においても死亡例を含め多数被害が報告されていること、また実際に畜産業等事業場からの排出によって河川及び地下水等公共用水域の汚染が報告されていることから、畜産業界においても、他の業界同様一律排水基準の達成に向けて今後より一層の対応策の検討等努力して頂くようお願いいたします。</p>
<p>暫定排水基準の延長理由について</p>	<p>暫定基準を延長する業種については、少なくともその理由を明示し、各業界の努力状況と、向こう3年間における各年の短期目標値を掲げさせて公表すべき。また、排水データの収集により排水の実態について把握しているから、対象業種について、行政としての具体的な一律への移行計画、例えば関係省庁、自治体、業界との取り組みを明示すべき。暫定措置は、対応困難の特定業種について、業界の努力と対策技術の発展を待つための処置。しかし、すでに2回、6年を経ている。これまでの改正では一部業種で暫定基準の引き下げが進んでいるが、全く進展の無い業種もあり、特にホウ素で目立つ。一方、暫定基準については、対象業種での対応状況によって順次引き下げられていると聞く。ならば、引き下げが進んでいる業種は、努力成果と受取れる。であれば、進展の無い業種については、設定された基準を形骸化させないために、理由を明示し、現状と短期計画を示すべき。それなしでは、今後もこのまま変わらないと考える。</p>	<p>暫定排水基準の見直しについては、ほとんどの業界において、最適な排水処理技術の開発・導入等、一律排水基準達成に向けた方策を検討しているところではありますが、既存の技術では省スペース化、低コスト化、廃棄物の減量など様々な課題が残っているため、事業者の経営規模等実態や排水実態（環境への負荷）、及び各業界の今後の対応方針を確認しそれらを総合的に考慮した結果、今後の暫定排水基準について、撤廃、強化延長、延長等の判断をしました。今回暫定排水基準の延長及び強化延長がやむをえないと判断された業種については、次の3年間においてはこれまで以上の改善を進めるために、業界ごとに実行可能な計画の作成、専門家による技術的助言、処理技術の開発などを実施し、産学官一体となって、フォローアップに努めるものとします。環境省においても各業界において実施される技術開発に協力すると共に、業界だけでは対応できない問題について支援を行っていく予定です。</p>
	<p>ほう素は神経障害や生殖障害などの毒性が懸念されているのに対し、PRTデータをみると金属鉱業系企業は非常に多く排出している。その中で暫定排水基準を7月に撤廃する予定であったにもかかわらず、延長した理由が不明である。早急に暫定排水基準を撤廃してほしい。</p>	<p>金属鉱業についても事業場の排水実態を把握すると共に、一律排水基準の達成に向けた取組の内容や排水処理技術に関する技術的課題及びその対応方針を確認し、排水処理技術の専門家による専門的知見等を踏まえ検討を行った結果、暫定基準を延長することとなりましたが、ほう素は人体に有害な物質であることから早急に一律排水基準の達成が図られるよう業界に働きかけて参ります。</p>
	<p>特定業種で設定されている暫定基準の数値の根拠を明示すべき。また、各業種ともに業種全体で濃度が高いのではなく、業種内でも差があるはずである。その集計されている排水データを基に、まだ延長が必要な業種については、業種内での現状の濃度別の細やかな目標（例：50%削減、等）を定めて努力を促すべき。既に6年前等に示されているかも知れないが、各業種における暫定基準の数値の根拠が不明確。おそらく、対象業種の最高濃度で設定していると考えられる。しかし、各業種とも、全体的に排水濃度が高い、というわけではなく、多くの業種では高濃度の排水はごく一部の事業所であり、全体的には達成が可能な濃度範囲が大半を占める。しかし、高濃度の事業所だけに焦点を絞っては、同業種の大半で対策努力を進めないと考えられる。そこで、暫定基準を設けている分野については、削減目標を濃度だけでなく、割合として示すことで、業界の努力を進めるべき。</p>	<p>暫定排水基準値についても各業界それぞれにおける排水実態や、一律排水基準の達成のための排水処理技術に関する技術的課題及びその対応方針を確認し、排水処理技術の専門家による専門的知見等を踏まえ検討を行った結果により設定しています。今回暫定措置が延長される業種についても3年前と比べ、一律排水基準達成のための取り組みが進んでいることから、各業界とも一律排水基準を達成できない事業場数自体は減少しており、水環境における汚濁負荷の観点から見れば着実に改善がなされているところです。また、各業種ごとに猶予措置として暫定排水基準を認めているものの、各業界内においても個別事業場によって一律排水基準達成への進捗状況は様々であり、各事業場が最善の対応策を講じるよう自治体及び所管官庁より指導徹底して頂いています。また地域によっては水域や事業場等の実情に応じて各県による上乗せ基準等の設定もなされており、公共用水域の水質保全施策がとられているところです。</p>
<p>暫定排水基準適用期間について</p>	<p>健康被害を防ぐために設定された基準なのに、なぜさらに3年延長なのか理解できない。今回案として示されている期間は3年だが、より短いスパンを設定し、より早い目標（一律の基準値）達成を計画すべき。過去2回も暫定措置を行なっているにもかかわらず、まだ同じ年数を確保するのは、単なる反復的であり、より短縮できるよう努めるべき。</p>	<p>暫定排水基準適用事業者が一律排水基準達成するためには、排水処理技術または環境負荷低減方策を開発検討し、設備を導入、さらに導入した設備において安定的に一律排水基準を達成できるという信頼性を確認する必要があることから、これらを十分に行うために必要な期間を暫定排水基準適用期間として設定しています。上記の観点から健康項目については、3年を設定しており、これまで他の物質において適用されてきた暫定排水基準についても、3～4回暫定排水基準が延長される過程で各業界における一律排水基準の達成が図られてきました。</p>
<p>排水処理技術開発について</p>	<p>国として、ほう素ならびにふっ素の除去方法についての研究に取り組み、安価で実用的な方法の技術開発に対する支援と、適正な処理方法の指針の提示、処理技術に関する情報提供をしていただきたい。平成12年12月の中央環境審議会が答申しているように、国が主体となって、新たな排水処理技術の調査研究・開発を推進し、その普及・実用化に努めることを強く要望する。</p>	<p>温泉旅館等いくつかの業種については、最初の3年間で排水を処理する技術開発が進まなかったことから、平成16年からの3年間においては、環境省としても「環境技術実証モデル事業」において、ほう素等処理技術について、民間で開発された技術を活用した、現地での性能試験を実施してきました。この結果、温泉排水を処理するに当たっては、省スペース化、低コスト化、廃棄物の減量、複数の物質が混在する温泉水の処理技術など、依然多くの課題が残っていることから、この度暫定基準延長を認めることとなりました。今回暫定排水基準の延長がやむをえないと判断された業界については、次の3年間においてはこれまで以上の改善を進めるために、業界ごとに実行可能な計画の作成、専門家による技術的助言、処理技術の開発などを実施し、産学官一体となって、フォローアップに努めるものとします。環境省においても各業界において実施される技術開発に協力すると共に、業界だけでは対応できない問題について支援を行っていく予定です。</p>

環境技術実証モデル事業について	HP等を見ると、環境省の環境技術実証モデル事業に公募に応募している企業や処理方法はいくつかあるように思える。これらの技術のどこがだめなのか、ほう素の処理コストを明示する等、もう少し詳しくコメントした方がよいと思う。また、昨年の実証試験結果を公開しないのはなぜでしょうか。排水処理技術を開発する会社にとって、処理コストの違いで開発内容が異なる。現在の中途半端な実証試験では期待できないし、開発に取り組む企業や研究機関もなく、3年後も暫定措置を延長するか規制解除することになるのではないのでしょうか。技術育成の気持ちを感じらず非常に残念である。ほう素を含む3物質により重大な生命への影響が出ないよう祈っている。	平成16年から3年間「環境技術実証モデル事業」において、ほう素等処理技術について、民間で開発された技術を活用した、現地での性能試験を実施してきました。この結果、温泉排水を処理するに当たっては、省スペース化、低コスト化、廃棄物の減量、複数の物質が混在する温泉水の処理技術など、依然多くの課題が残っていることから、この度暫定基準延長を認めることとなりました。なお、昨年度の環境技術実証モデル事業の実証試験結果については、近日公表する予定です。
財政措置・補助金について	直ちに一律基準を達成することは、現時点の生産設備および排水処理設備からは困難である。中小企業では、これら有害物質の排水処理装置のための高額設備投資は容易に行えない。暫定排水基準値の改訂に伴う設備投資に対する助成金制度はあるのか？排水処理装置の導入や運転管理など設備投資に対する財政措置・補助金制度など経済的支援体制の制度化をお願いします。	温泉を利用する旅館含め、各事業者が排水処理施設を導入する場合に適用されてきた税制優遇や低利融資といった財政措置を引き続き適用できるよう関係機関に働きかけていく所存です。
共同処理について	複数の温泉利用施設が合同または温泉地全体で、温泉排水集合処理ができるような特定施設として追加してほしい。個々の旅館ではなく、地域として温泉排水処理に取り組む場合の処理施設から出る排水にも緩和な基準を(暫定基準等)を適用させるようにしていただきたい。	水質汚濁防止法は公共用水域に排出される排水を規制し、もって公共用水域の水質の保全を目的とするものであるため、公共用水域に出す前であれば、個別の事業場を配管等をつなぎ共同処理することも問題ありません。現行の法制度においても、こういった共同処理施設は特定施設に規定されており、これが暫定適用業種に属する場合については、同様に暫定排水基準が適用されます。
温泉適用除外について	<p>温泉は自然由来のものであり、昔から何ら問題が生じていないことから、そもそも規制すること自体がおかしいのではないかと。また、温泉法という温泉の18成分の中に、ふっ素、メタボウ酸が含まれており、全国名湯と呼ばれる源泉には諸々の成分が含有しているのが必然である。温泉排水は工業排水とは一線を画するものであり、同一の基準を適用すべきではない。温泉排水の規制は撤廃すべき。</p> <p>過去のパブリックコメント等で、温泉は排水の規制そのものが誤り、という意見があるが、特定業種は、あくまで営利事業を行なっているのだから、その事業で出される排水については、処理すべきであり、一律の基準を満たす努力をすべき。</p> <p>温泉は本来自然由来のもの、とあるが、工場等では用水として汲み上げた地下水が自然由来の汚染をしている場合、用途上は不都合無くとも、排水時は処理している。事業のために使用しているものについては、対応すべきであり、一部業種のみ見逃しては、対策が進んでいる他業種と比して、行政としての対応を疑われかねない。そもそも、基準値は人の生活環境の保全のためにあるものであり、特定の事業分野がそれ以外の理由で受入れを拒否できる理由は無い。</p>	たとえ自然由来であっても、高濃度のほう素、ふっ素含有水を飲用する等大量に摂取した場合、健康に影響が出る事が知られており、実際過去においてもふっ素等の影響による健康被害報告が確認されています。ほう素については高濃度の摂取による嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などの症例が報告されており、またこれまでに実施された動物実験の結果、ラットを用いた催奇形性試験において胎児の体重増加抑制が認められています。ふっ素については飲用水として過剰に摂取した場合に、斑状歯(歯の表面に斑状のシミや黄色又は褐色の斑点ができる症状)が発生することが知られています。さらに、もともと自然由来の温泉に加え、近年は動力により汲み上げる温泉が増えており、その割合は汲み上げの方が多く実態であり、公共用水域への負荷も懸念されます。さらに、同じ温泉地あるいは同じ旅館においても自然由来と動力による汲み上げが混在して利用されています。よって公共用水域の保全の観点から、今後も状況把握に努めるとともに、排水規制の在り方について検討を進めて参ります。
日帰り温泉について	排水基準値適応について、事業形態(温泉における旅館、日帰り温泉等)により分けることに理由が付かない。日帰り入浴施設との平等性の確保等、十分調査検討頂きたい。	日帰り温泉施設については、実際にほう素、ふっ素を多く含む火山地帯の温泉地に存する日帰り温泉から、大深度掘削により鉱物をほとんど含まない水を汲み上げている都心の日帰り温泉まで、その形態は多様であることから、その実態については精査が必要であり引き続きさらなる情報収集を行い排水規制の在り方についても検討を進めて参ります。
その他	<p>自施設の温泉成分中にほう素がいくら含んでいるのかわからない。また、それを調べるのに 多くのお金がかかる(大型施設は問題なく出来ると思いますが、中小施設には、すこしのお金でも問題となります)。</p> <p>同じ温泉を排出しても、下水道へ排出する場合は水質汚濁防止法の適用が除外されている。</p> <p>暫定基準の適応されている業種の事業所に対しては、罰則の即時適用を除いては、一律基準で適応している事業所と同様に、各自自治体で細かく指導すべき。そうでなければ、詳細な各業種の把握は難しく、対応の遅い業種の対策は進まない。通常、特定の事業所からの排水に問題があれば、自治体等の指導により個々に改善を求められ、応じない場合は事業停止など一定の処置が取られる。また、改善努力がある場合は、自治体の助成や地方の技術機関による指導、支援を得ている。これを促進するためには、細かな指導が必要。</p> <p>源泉温度は65 前後と非常に高いとき、浴槽で適温の温泉を供給するには加水が必要であり、問題視されているふっ素濃度測定値は低下すると考えられます。しかし、現段階での基準は源泉での測定値なのか、排水口での測定値なのか厳格に決まっていない状況と思われます。</p>	<p>水質汚濁防止法の規制対象となる事業場については、事業者自ら排水の水質を定期的に測定し、成分濃度等水質について把握して頂く義務があります。特に暫定排水基準が適用されている事業場については、暫定排水基準適用期間の中で一律排水基準達成に向けて取り組んでいただく必要があり、今後の対応策の検討のためにも自施設の排水の水質を把握していただくかなければなりません。</p> <p>温泉を下水道に排出する場合においても、下水道法によって規定されている排水の受け入れ基準を遵守して頂く必要があります。この下水道法の受け入れ基準は、ほう素、ふっ素については公共用水域へ排出する際の基準値(水質汚濁防止法の基準値)と同等の基準値が設定されています。</p> <p>暫定排水基準適用の事業所については、暫定排水基準というゆるやかな排水基準値が一律排水基準に換えて適用されていますが、暫定排水基準値を基準として罰則その他必要な改善命令、一時停止命令、行政指導等については一律排水基準適用事業所同様に自治体から指導徹底されているところです。</p> <p>水質汚濁防止法の排水基準については、公共用水域に排出する排水水について適用されると規定されています。よって、温泉旅館についても、旅館から河川など公共用水域に排出される排水口における排水の水質測定値が排水基準に適合する必要があります。</p>